

意見

日本文藝家協会は、平成21年8月25日に「権利制限の一般規定」導入について反対の意見を表明した。その後、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会で「権利制限の一般規定」に関する協議が続けられ、権利者側の負担増についても言及があったとの報告ではあるが、当協会が前記意見書で反対し、懸念した多くの問題点について解決策が講じられたとは思えず、当協会は、現時点でも前記意見書同様、「権利制限の一般規定」導入について反対の意見を表明せざるを得ない。

当協会は、前記意見書で、協議の慣行と個別の権利制限規定によって、これまで適切に著作権問題の解決を図ってきたことを指摘した。

「中間報告」では、

3「権利制限の一般規定の導入の必要性を考える場合に検討すべき事項について」中、

(1) 権利者へ与える不利益について、ア（居直り侵害者の蔓延）、イ（権利者側の権利行使に係る負担増）、ウ（著作権者の過大な負担増による権利者の泣き寝入り）について以下のように述べている。

「これらの指摘にかかる権利者側の懸念は、権利制限の一般規定の解釈があいまいなまま利用行為が先行することにより、権利保護の水準が実質的に低下するのではないかを危惧するものであり、当然のことと考えられる。しかしながら、個別権利制限規定であっても、抽象的に要件が規定されているものもあり、必ずしも個別権利制限規定の要件が全て明確に規定されているとは限らない。したがって、例えば権利制限の一般規定の要件や趣旨を一定程度明確にすること等により、これらの危惧はある程度解消されうることも考えられ、これらの指摘があることを理由に、直ちに権利制限の一般規定の導入の必要性それ自体を否定するのは適当ではないと考える。」

「個別権利制限規定の要件が全て明確に規定されているとは限らない」ことを理由に、拙速に「権利制限の一般規定」を導入するかの文言は決して容認できるものではない。低いハードルに合わせてゲームをしようではないか、と主張しているかにも思える「中間報告」は、識者が長期間協議して得た報告とは思えないものである。低きに合わせることで著作物利用の円滑化を図ろうとする「中間報告」は、余りにも安易で貧しい発想というしかない。

日本国憲法第31条「法定の手續の保障」は、刑罰を定める法の明確性を要請しており、曖昧性の消えない「権利制限の一般規定」が、この要請を満たしていないことは明確であろう。万が一、「権利制限の一般規定」が導入されるのであれば、曖昧性を一切排除した明確な条文であることが求められることはいうまでもない。

中間報告のままに「権利制限の一般規定」が導入されれば、権利者側の負担が増えることは目に見えており、当協会は導入に反対する。「権利制限の一般規定」導入は、商業的な利用における“権利制限領域の無限定な拡大”を招き、我が国の文化を破壊し、日本文化に禍根を残すことになるであろうことを重ねて主張する。

以上